

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

- 1 競争入札に付する事項
(1) 件 名 令和3年度ビジネスパーソン向け産学官連携の取組に関するタイアップ記事作成・掲載・情報分析報告業務
(電子入札方式対象案件)
(2) 仕 様 仕様書のとおり
(3) 履 行 期 限 契約締結日から令和4年3月15日まで
(4) 納 入 場 所 仕様書のとおり
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
(4) 7に示す書類を提出できる者であること。
(5) 7の提出書類の提出期限の日から、8の入札執行の日までの間において、農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- 3 電子調達システム（GEP S）の利用
本案件は、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい者は、発注者に書面により申出のうえ、紙入札によることができる。
- 4 入札方法
入札は、紙入札方式を除き、電子調達システムによるが、電子調達システムに停電等の不具合、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、紙入札に移行することがある。
入札金額は、上記件名に係る代金額の総価を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 契約条項を示す場所及び入札説明書の取得方法
(1) 入札説明書
本案件に係る資料は以下の方法により入手することとし、紙配布は行わないので注意すること。
調達ポータル「調達情報の検索」にて、必要な情報を入力又は選択し本案件を検索のうえ「入札説明書」をダウンロードすること。
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>
(2) 入札説明会
入札説明会は実施しない。
- 6 証明書等の審査
証明書等を支出負担行為担当官が審査し、要求を満たした者を最終的に当該競争に参加させる。
- 7 証明書等の提出場所及び提出期限
(1) 電子入札方式による場合
証明書等提出締切日時 令和3年11月10日 午前11時
証明書等 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度資格審査結果通知書のPDFファイル
(2) 紙入札方式による場合
証明書等提出締切日時 令和3年11月10日 午前11時
証明書等 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度資格審査結果通知書の写し 1部
紙入札による申出書 1部
提出場所 農林水産省大臣官房予算課調達班入札第2係（本館1階 ドアNo.本139）
※郵送・信書便による送付又は持参とし、電子ファイル送信やFAX等は不可とする。
※郵送・信書便による送付の場合は、配達記録が残るようにすること。
※提出期限厳守のこと。
- 8 入札執行の場所及び日時
(1) 場 所 農林水産省大臣官房予算課入札室（本館1階 ドアNo.本153）
(2) 入札書締切日時 （紙入札による場合）令和3年11月17日 午後6時00分
（電子入札による場合）令和3年11月18日 午後3時55分
開 札 日 時 令和3年11月18日 午後4時00分
- 9 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- 11 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を持って入札した者を落札者とすることがある。
- 12 契約書作成の要否
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- 13 その他
本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和3年10月14日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
石田 大喜

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。